

STUDENT REVIEW

保存

新しい大学の建設

學生評論

實存の深みとは
潮流一月號「フアシズムとその抵抗線」批判

政治・經濟
思想
藝術
山崎謙
菅正朔
高橋治
青山敏夫



再刊 10

學生書房發行

新制大学の建設

新しい大学の建設

ヨーロッパ諸國では、大學を卒業すればバチエラー、研究發表して二年たてばマスター、四年たつてドクターになる。わが國では今度できる新制大學で、四年後の博士はそのまゝでよいが、マスターに相當する名稱をどうしようかと問題になつた。大學院にちなんで「院士」ではと考えたが、マッコー臭くていかんとあつて「院學士」におちついたとか。(三田新聞、四十七年十一月二十日號)

× × ×

一九四六年の春、アメリカ教育使節團が來朝して、日本の教育改革についての貴重な報告書を發表したが、その後、昨年になつてワシントンの極東委員會は、この問題に關する指令をだした(アメリカ教育、第二卷第七號參照)。そうして、その二つの報告と指令にもとづき、同年三月「教育基本法」と「學校教育法」が制定されたのである。

これらの法令によつて、小學校・中學校は、すくなくとも制度の上では——對日理事會がその不徹底を指摘している點は問わぬこととすれば——すでに一應、いわゆる六・三制にもとづく新制校として發足し(たゞ、四七年度における國庫補助が、わずかに十四億と追加七億であることを銘記されたい)。さらに、四八年度

からは新制高校が設置されるはずなのであるが、それでは、最高學府としての大學、六・三・三・四の「四」はいつたいどうなるのであろうか？

一九一八年に制定された現行の大學令第一條には「國家に、須要なる學術の理論および應用」「國家思想の涵養」がかけられてあるが、今度の「學校教育法」では第五章大學、第六十一條に「大學は教育基本法の趣旨に則り、學術の中心として廣く學藝を教授研究し、知的道德的ならびに應用的能力を展開させる」とある。

この目的がどのように具體化されているを理解するために、まづ新しい大學をどのようなものにすべきかという論議と計畫が、どのようなところで、どのようにして行われているかをさぐってみよう。因に、私立は四八年度より、官公立は四九年度より、それぞれ新制大學としてスタートすることになつてゐるという點を念頭において、次を讀んでいただきたい。

1. 大學基準協會

教育使節團の報告書が指摘するように、明治以來の日本の「古い型の教育は、上から下へ組織され、その本質的特徴は官僚主義」であつて、「個人の價値と、個人の尊嚴との認識」を尊重するアメリカ人のもつともきらいなタイプである。したがつて、彼等は日本の文部省が大きらいで、四七年七月、日本版「University Association」ともいふべき大學基準協會を、文部省から全く離れた民間の大學教授會の自治連合體としてつくりあげさせたのである。それはいまのところ、創立後五ヶ年を経た大學が集つて構成してお

り、その目的として、將來これを世界的なレヴェルの大學の連合體にしてゆくのだということがいわれている。大學基準協會が、このような目的をかかげている以上、その入會基準となる「大學設置基準に關する要項」が、はなはだ重要な性質をおびて來ることとは當然であろう。いわば、それは將來の日本の大學の見取圖ともいふべきものであつて、その良否いかんによつて、日本の文化水準にもかかりの影響をもたらしうるものとなるのである。

これほどの意義をもつ「大學設置基準に關する要項」が、日本教員組合のいうように、「文部官僚および少數大學の總長、學部長をもつて、せまぐ寡頭的に審議され、その過程が秘密的で非民主的である」ということは、きわめて重大である。けだし、大學という二十世紀の化物屋敷の中で、立身出世の階段をたくみによじ登つてゆき、その途中であらゆる封建的な美德を身につけて來た、そういう人達が、ほかならぬ大學の「封建制」をうんぬんし、大學の「改革」を論ずるのは、まさに笑い話以外のなものでもないからである。參考までに、この「大學設置基準に關する要項」に對する日本教員組合の批判の主な點を列記しておこう。

一、「要項」は改革をきわめて瑣末な面にかぎり、それは實質上そのあらゆる缺陷をも含めて、ふるい高校・大學をそのまま温存しようとするものであること。

二、「要項」によつてきめられた大學設立基準は、戰災等で打撃をあたえられた大學高専にたいする考慮を含まず、したがつてそれは、あるいはそれらの學校から大學昇格の可能性をうばい、あるいは過大な經濟的負擔をあたえる結果、新制大學の数がすくなくなり、新制高校の卒業生を吸収することがで

きないで、ふたゝび「狭き門」となるおそれがあること。

三、「要項」は給費制度その他學生の經濟的部面にたいする積極的な奨學の方法を明示せず、それは前項とともに教育使節團報告が強調し、憲法および教育基本法第三條にもうたつてある教育の機會均等の原則に反するものである。

2. 大學設置委員會

いま述べた、「大學基準協會」および「大學設置基準に關する要項」は、きわめて重要であるとはいへ、すこし遠い將來についてのことになるのであるが、一九四八—一九四九年度までに新制大學をつくらねばならない、そのさしあたりの大學昇格の審査をなすべきものとして「大學設置委員會」が東京工大學長和田小六氏を委員長として、四七年十二月十六日、設けられた。つまり、「大學設置基準に關する要項」で將來の大學の見取圖をえがくにはえがいたが、それを現在たゞちに新制大學に昇格すべき高等學校・専門學校に適用しては、一つも新制大學はできそうにないので、將來りつばなものにしてゆくという留保すきで、當面の新制大學昇格を審査するという趣旨なのである。

たとへば、日本女子大新聞（四七年十一月二十日號）が「具體案の詳細は公的に許可が下されていない現在、發表することはできないが」と、ことわりつゝ述べている同校の大學昇格案は、文學部・國史・英文・史學、家政學部（兒童・家政理科・生活科學・生活藝術！・社會福祉）にわけ、家政學部の内容は餘り専門化せず、「家庭生活」に即したものであることに重點をおき、理科は

「家庭生活」にそつた應用科學（どういふ意味かわからない）に統一するといふのであるが、こゝういつた種々雑多の昇格案の、適格・不適格を審査するのがこの委員會である。

大學設置委員會の構成をみると、それは次のようになつてゐる。第一に大學基準協會から二十名、第二に高専校代表（といつてもだいたい校長クラスによつて獨占される）が十名、第三に文部・大藏・安本等の官僚陣營から八名、最後に日教組代表が僅に二名、計四十名である。この構成で過去の日本の教育を特徴づけていた「官僚主義」をたゞきだすことができれば、それこそおめでたい話だが、この委員會の設置については、學校教育法第六十條に「大學の設置の認可に關しては、監督廳は大學設置委員會に諮問しなければならぬ」とあるほか、文部省令で詳細に規定されてあるのでやむをえない。

3. 新學制移行準備委員會

以上の「大學基準協會」および「大學設置委員會」は、日本の大學全體の新制度移行ならびに昇格に關する枠を決定すべきものであるが、それに應じて、各大學でも現實的にその大學をどのよ様な大學に移行さしてゆくべきかということが考えられなければならない。たとえば、東大では「新學制實施準備委員會」というものがあつて、京大瀧川事件直後の「大學制度調査委員會」また中日戰爭直前の「大學制度審査委員會」などを繼ぐものとして、新制大學の生みの親となるものであり、教授の上層部が集り、構想をねつてゐるが（帝大新聞、四七年六月十九日號）、こゝでどんな

話し合いがすゝんでゐるかは、だいたひ想像ができればよい。もれなくところによれば、この委員會では、現有の設備と、現在の教授能力をどのようにして四年制のカレッジと二年制の大學院にわりふるかといつたようなことが論議されてゐるさうであるが、それでは結局、四角のものを三角にするというだけの話で、およそ「新しい大學の建設」ということは縁が遠い。新しい制度をつくり、新しい學問をきすきあげてゆくといふ積極的な考え方をすることができないこの人達の奴隷根性がこゝにもはつきりと描きだされてゐるといへよう。さらにまた、こゝには教授達の女學生的な秘密趣味が支配してゐるといふことは興味づかい事實である。

以上で、だいたひ新しい大學をどのようなものにするべきかといふ論議と計畫が、どのようなところで、どのようにして行われてゐるかといふことをさぐりあてたわけだが、それからわかることは、最初の「大學はいつたいどうなるのであろうか？」という疑問のだしかたが、どうやらまちがつていたらしいといふことである。「大學基準協會」にしろ、「大學設置委員會」にしろ、「新學制移行準備委員會」にしろ、現在の構成ではろくな案がでてこないのは自明の理である。果せるかな、四七年十二月九日、全國官公私立高校長會議の席上、南原東總長から説明された「新制」東京大學案は最終案でないにしても、新聞紙上にみられる限りでは、單なる機構いぢりに終つてゐる。すなはち、

第一案 近郊の高校を吸収、その施設とスタッフをもつて二年間一般教養をあたえ、あとの二年を現施設で専門的な教育を行ふ。ただし、前期のうち半年位は選擇科目の形でこぢらか

ら出講して専門的な教育をする。

第二案 本郷と千葉の現施設でまかない、人員をすこし制限する。一般教養は第一案よりのぼしてやる。この場合スタッフが不足するので全国の學校から優秀なものを教、助教授としてむかえる。

というのである（東大新聞、四七年十二月十一日號）。

日本の大學は、一日も速に教授の學閥、閥閥から解放されなければならぬ。また名實ともに官僚の養成機關たる性格から脱却しなければならぬ。機構いぢりではなくて、そのなかで、學生の自主的、積極的な學問研究が行われるような大學の本質的變革が遂行されるべきである。すでに各大學の學生委員會が、勉強の合理化という觀點から、試験・ゼミナル制の改革をとりあげ、また勉強の自主化という見地から、補助必修單位の撤廢を要求して成功していることなどに萌芽的にあらわれをみせているように、新しい大學が、學生の自主的、積極的な學問研究ということを中心にして、古い特權階級のための大學制度、またこれを維持しようとする新制大學案は、生活の窮迫のため、多くの脱落者を出して、あるのであつて、この事態を吾々は、吾々自身の手によつて解決してゆかなければならぬ。

——吾々はどのような大學をつくつてゆくべきか？ 疑問はこうだされるべきであつたのである。

こうして吾々が、いろいろの案をだしてゆくと、吾々が氣づくことは、吾々が吾々の大學であるべき學内において、なんらの發言權をもつていないということであろう。全國民のための大學

という觀點から、現在の大學の制度を改革すべき案をかんがえだしてゆくとともに、それを實現してゆかねばならぬのである。實現するためにはまず教授會、新學制移行準備委員會の公開をもちとらなければならぬ。吾々がそれを學生の自治組織を通じてかちとるとき、また學生の連合自治組織が大學基準協會、大學設置委員會にも強力な發言權をもつとき、はじめて、日本教育の民主化は一步をすゝめたといひうるであらう。

學問をしうるだけの條件をかちとること、それも吾々の學問研究のひとつの大きな部分を占めているのではなからうか。大學の制度というものを單に宿命的にあたえられた枠としてうけとらず、これをも變革しうるものと考えるとき、吾々の視野ははるばると開けてくる。

(T)

(四五頁よりつづく)

(8) 調査活動を行う場合の資料の紹介をなし、調査方法、項目等についての種々な指針を與えることが必要である。

c、ブロックについて。

(4) 社會科學聯合會の組織が擴大するにつれて、各社研の間に隔りが出来る。各社研をもつと密接に結びつけるものがブロックである。それは地域の便宜或は研究上の關連によつて組織されるものである。

(2) ブロック中の各社研は相互に密接に連絡し協力し合うことがとくに必要である。

——一九四八・二・八決定——

一九四八年三月二十五日
印刷納本
發行

學生評論
第4卷 第8號

定價金二十圓

疲勞恢復



[包裝] 100錠・300錠
他に注射液あり。

體力增強・胃腸疾患
脚氣治療及び豫防
乳幼児の發育促進
錠中ビタミンB₁ (0.5ミリ瓦)含有す。

— 日本藥局方 —

武田の

強ビタミンB₁錠

(旧称 強力メタボリン錠)

大阪・東京 武田藥品工業株式會社 札幌・福岡